

入札契約制度の見直しに係る計画等

1. 規制改革・民間開放推進3か年計画

(平成16年3月閣議決定)

2. 公共調達と競争政策に関する研究会報告

(平成15年11月公正取引委員会公表)

「規制改革・民間開放推進3か年計画」の概要

平成16年3月19日
閣議決定

昨年12月に総合規制改革会議が策定した「規制改革の推進に関する第3次答申」に示された具体的施策を中心に、新たに政府の計画として閣議決定。

政府調達制度の見直しに関する事項については以下の通りとなっている。

- ① 公共工事における入札契約の透明性、公正性及び競争性の確保・向上に関する更なる取組の徹底・拡大
- ② 第三者機関の設置の推進・機能強化等
- ③ 一般・指名競争入札におけるランク制の運用改善
- ④ 共同企業体結成の義務付けの見直し
- ⑤ 地方公共団体による地元業者の下請利用要請等の適正化
- ⑥ VE (Value Engineering)・総合評価落札方式の運用の見直し等
- ⑦ 公共工事の検査・監督等の外部委託の推進
- ⑧ 工事成績の評価の推進・見直し
- ⑨ 民間技術提案の更なる活用
- ⑩ 官公需施策・中小企業者向け契約目標の在り方を見直し
- ⑪ 分割発注の運用改善
- ⑫ 地域要件設定の運用改善
- ⑬ 談合等の不正行為に対する発注者による措置の強化
- ⑭ 発注者と公正取引委員会との連携強化

【「規制改革・民間解放推進3か年計画」より『Ⅱ 重点計画事項 2 競争政策』部分抜粋】

政府調達制度の見直し

① 公共工事における入札契約の透明性、公正性及び競争性の確保・向上に関する更なる取組の徹底・拡大【平成15年度中に措置、以降も逐次実施】

国土交通省直轄工事等において、指名業者の事後公表、単体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等が進められているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、透明性、公正性及び競争性の確保向上の観点から更なる取組の徹底・拡大を図る。

② 第三者機関の設置の推進・機能強化等【平成15年度中に一部措置、以降も逐次実施】

現在、一般競争入札方式の拡大や総合評価落札方式の拡大等が推進されているが、それにより、事業者から例えば、1)一般競争入札の参加資格が認められないこと、2)総合評価落札方式における落札者の決定結果等についての苦情等が増加するものと予想される。こうした事業者からの苦情等については、透明・公正・中立な取組の下で処理することが、政府調達の透明性・公正性の向上のみならず、競争性の確保の観点からも重要である。

国や都道府県においては入札監視委員会等の設置が進んでいるが、国・地方公共団体を通じてこうした第三者機関の設置を一層推進する。また、これに併せて、国において、同機関の機能を強化・拡大する等により、上記の苦情等を含む幅広い事項についての事業者からの申立てに対し、透明性を確保しつつ公正・中立に審議し、発注者に対し、調達手続の中断も含めた意見具申を行うことができる方策についても検討することとし、その成果を地方公共団体にも周知する。

③ 一般・指名競争入札におけるランク制の運用改善【平成15年度以降逐次実施】

一般・指名競争入札におけるランク制は、特に地方公共団体による地域要件の設定と同時に運用された結果として入札参加業者数が著しく少なくなる場合等には、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであることから、そのような事態が生じている場合には、ランク制の運用の改善に取り組む。

④ 共同企業体結成の義務付けの見直し【平成 15 年度以降逐次実施】

受注の条件として共同企業体の結成を義務付けることは、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであり、したがって、国・地方公共団体の各発注者において、このような義務付けを大規模工事であって技術的難度の高い建設工事を除き原則として行うべきでないという指摘があることを踏まえ、その運用改善に取り組む。

⑤ 地方公共団体による地元業者の下請利用要請等の適正化【平成 15 年度以降逐次実施】

地方公共団体による地元業者の下請使用や地元産品利用の要請については、それが過度なものになり、競争制限的な効果を生まないよう、地方公共団体において、その運用の適正化を図る。

⑥ VE (Value Engineering)・総合評価落札方式の運用の見直し等【平成 16 年度中に措置、以降も逐次実施】

VE・総合評価落札方式等の多様な入札制度の導入・運用状況、及びこれがもたらしている効果・影響について事例の収集・分析により検討し、より一層の拡大や方法の見直しを行う。その際、いわゆる除算方式が原則とされ、加算方式は一部の物品調達の場合に限定されているが、加算方式がふさわしい場合に同方式の採用を拡大すること等も含め、調達の経済性や評価の透明性・公正性に留意しつつ、必要な場合には技術評価のウェイトを増加させる。

⑦ 公共工事の検査・監督等の外部委託の推進【平成 15 年度中に一部措置、以降も逐次実施】

技術力を重視する新しい入札制度の導入に際しては、発注側の職員にも技術的な知識が要求される場所であるが、特に小規模な地方公共団体においては、そのような職員が不足しているという問題がある。したがって、国・地方を通じて導入を進める前提として、工事の検査・監督等の外部委託について、その実態についての調査を行うとともに、必要な場合には十分な技術力を持つ者への外部委託の一層の推進を図る。

⑧ 工事成績の評価の推進・見直し【平成 16 年度以降逐次実施】

国土交通省直轄工事においては、公募型指名競争入札のうち詳細条件審査型一般競争入札において過去の工事成績を入札参加に反映させたり、指名競争の技術審査基準

の工事成績の評価ウエイトを引き上げる等、工事成績を重視した競争入札の導入を行っているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、更なる取組の徹底・拡大を図る。

なお、その際には、国や当該地方公共団体の実績だけが無い新規参入業者が不利にならないことを担保する必要があることから、同等の技術力を要求されると考えられる民間や他の地方公共団体での実績はできる限り同等に扱う必要がある。そのため、国・地方公共団体を通じた工事成績の評価の基準の共通化に向けて、早急に取り組む。

⑨ 民間技術提案の更なる活用【平成 16 年度中に措置、以降も逐次実施】

総合評価方式は、競争入札の枠組みの中で価格以外の要素も含めた多様な評価基準により契約者を選定しようとするものであるが、あらかじめ発注者が仕様を決めて入札に付すよりも事業者の発意による技術提案を積極的に活用することが適当な案件については、入札の過程で、複数の事業者に提案を行わせ、発注者がそれぞれの事業者と個別に交渉を行うことを通じて契約者を選定する方が経済的に最も価値の高い調達を行い得る場合があると考えられる。このような制度は、「政府調達に関する協定」（平成 7 年条約第 23 号）第 14 条で認められており、米国において既に導入されているほか、欧州においても導入が進められている。したがって、我が国においても、それがふさわしいと考えられる場合には、手続の公正性、透明性及び経済性に留意しつつこのような方式を採用する。

⑩ 官公需施策・中小企業者向け契約目標の在り方の見直し【平成 15 年度中に検討開始、平成 16 年度中に結論】

「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」においては、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」（閣議決定）における中小企業者向け契約目標について、政府調達の公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった点を十分踏まえて、その在り方を検討することとされている。

したがって、上記「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策については、政府調達の公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、中小企業の競争力を高めるとともに、技術や意欲があり、創造的な事業活動を行う中小企業の育成に資するよう、その在り方の見直しを検討し、特に、「中小企業者向け契約目標」については、上記の視点・観点からその数値設定の在り方の

見直しを検討する。その際、中小企業の競争的な体質を弱めかねない運用を排除する観点から、契約目標の数値設定の在り方を検証し、経済合理性を勘案せずに単に中小企業に受注させることのみを目的とするような発注を回避しつつ幅広い範囲の企業の参入を促すような競争促進に資する新たな指標の導入も含めて検討し、これを踏まえて、発注者においても理由の公表等を通じて分割発注に関する透明性を向上させ、経済合理性の無い分割発注の実施の禁止を徹底する方向で検討する。

⑪ 分割発注の運用改善【平成 15 年度以降逐次実施】

分割発注が、政府調達の公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されることのないよう、国において、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策の在り方についての検討を踏まえて、例えば、これを実施する場合についての明確な基準の策定等についての検討を行う。また、実施した場合の理由の公表についても、上記官公需施策の在り方についての検討を踏まえ実施する。また、地方公共団体においても同様の取組が実施されるよう要請する。

⑫ 地域要件設定の運用改善【平成 15 年度以降逐次実施】

地域要件については、多数の地方公共団体が設定している中、特定の地方公共団体だけがこれを廃止することは、当該地方公共団体の入札には周辺地域の事業者が参加できるが、その逆はできないという一方的な状況を生じさせてしまうことが懸念される。

したがって、地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方についての基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に対して周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請する。

⑬ 談合等の不正行為に対する発注者による措置の強化

一部の国等の機関においては、入札談合等の不正行為があった場合の違約金特約条項を設けているところであるが、発注者による損害賠償請求がこれまで必ずしも積極的に行われているとは言えないことを踏まえると、国の公共工事全般にこれを拡大することは、発注者による損害の回復を容易にするとともに、不正行為を抑止する観点から望ましいものと考えられる。そのため、国において、違約金特約条項の性格及びその導入促進方策についての考え方の整理を行う。また、地方公共団体に対して国の

取組を周知し、さらに、違約金特約条項導入の状況について全国状況の調査・公表を行う。

また、指名停止基準の策定及び公表について、地方公共団体に対し積極的な要請を行う。

⑭ 発注者と公正取引委員会との連携強化

発注者から公正取引委員会に寄せられる談合情報は、近年増加傾向にあるが、これについては、公正取引委員会が審査手続等において証拠として用いることができる情報が少ない等、必ずしも入札談合事件の摘発につながらないケースがあるとの指摘がある。

したがって、引き続き、国の発注者と公正取引委員会との間、また、地方公共団体と公正取引委員会の間における入札談合に係る情報の取扱い方について協議するなど連携を強化する。

一 公共調達における競争性の徹底を目指して一 (公共調達と競争政策に関する研究会報告の概要)

15.11.18 公正取引委員会

- Value for Money (VFM) を基本理念に、安くて質の高い物品・サービスの調達のため、可能な限り競争を確保
- 入札談合は悪質な独占禁止法違反行為で、予算の適正な執行等を阻害する行為でもあり、排除・防止が必要

競争入札における競争性の徹底

1. 一般競争入札の対象範囲の拡大と適切な参加資格の設定
 - ・ 競争入札に付すべき案件は、一般競争入札の採用を推進
 - ・ 不良・不適格業者の排除は、競争参加資格の適切な設定、監督・検査体制の充実により対処すべき。
 - ・ 発注者の経営力・技術力審査体制の整備が必要。
 - ・ 指名競争入札の対象範囲を限定。公募型指名競争方式の活用。
2. 中小企業受注機会拡大・地域振興のための発注方法と競争性確保
 - ・ 受注の「機会」の確保にとどまらず、「結果」の確保まで配慮した運用は、中小企業の体質を脆弱化し、健全な成長育成を阻害。
 - ・ 地域要件については、地方公共団体に対し、過度に競争性を低下させるような運用とならないよう要請することが必要。また、地域要件の具体的な在り方についての基本的な考え方を国として明確化し、地方公共団体への周知が必要。
 - ・ 発注者により、特定JV結成を発注条件として義務付けることは不適当であり、廃止していくことが適当。

3. 品質の確保
 - ・ 一般競争の推進等に伴うダンピング受注等に対しては、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の適切な活用が重要。
 - ・ 公正取引委員会による不当廉売事案への厳正な対処が必要。

「最も価値の高い調達」の追及

1. 契約者選定過程の多様化
 - ・ 仕様書・設計書の内容が適切に設定でき、品質の確保に関する問題が生じる恐れのない案件は、価格のみを落札基準とする方式が適当。
 - ・ 技術力や品質の要素が重要な案件は、総合評価方式を活用。会計法の枠組みの検討の際は上限拘束性も併せ検討。
 - ・ 事業者の発意による技術提案の活用が適当な案件等については「競争的交渉方式」を導入し、入札方式と並ぶ契約者選定方式として位置づけることを検討。
 - 2. 債務負担行為の活用
 - ・ ライフサイクルコストを考慮した調達等で積極的に活用、国・地方公共団体においてガイドライン等の形での明確化が望まれる。

入札談合に対する取組

- 発注者における入札談合監視のための独立した専門家による監視機関の設置、公取委との連携・協力の強化が必要。
- 発注者における入札談合防止のための発注体制の整備等、及び公取委による官製談合防止法に基づく厳正な対処が必要。
- 地方公共団体における指名停止期間等の整合的な運用や、各発注者における損害賠償の適切な活用が望まれる。

※H15. 6. 3以降7回研究会を開催 ※報告書は、公共調達制度の現状と課題、欧米における公共調達制度の概要と上記提言の3部構成

公共調達と競争政策に関する研究会報告書について

平成15年11月18日
公正取引委員会

昨今の入札談合に対する社会的批判の高まりを背景として、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成13年4月に施行され、国や地方公共団体等の行う公共工事の入札・契約について、透明性の確保、公正な競争の促進等の観点からの取組が進んでいる。また、近年、公共調達において発注官庁の職員が入札談合に関与している事例が発生しており、発注機関の職員の関与を防止するため、平成15年1月、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が施行された。

こうした状況を踏まえ、公正取引委員会は、平成15年6月以降、公共調達における一層競争的な環境の実現と、入札談合の効果的な防止を図る観点から、「公共調達と競争政策に関する研究会」（座長 金子 晃 慶應義塾大学名誉教授）を開催し、公共調達の入札・契約制度等に関する課題を抽出し、公共調達における競争性の徹底を目指して、その改善のための方策について検討を行ってきた。

今般、その検討結果が取りまとめられたので、これを公表することとした。

報告書のポイントは、別紙のとおりである。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課
電話 03-3581-5476（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

—公共調達における競争性の徹底を目指して— (公共調達と競争政策に関する研究会報告の概要)

基本的な視点—競争性の確保の必要性

- 国・地方公共団体等が費用の安く、質の高いサービスを国民に提供するためには、公共調達において、いかにして「(一定のコストに対して)最も価値の高いものを調達するか」という、Value for Money(VFM)の基本理念に基づき、安くて質の高い物品やサービスを調達することが必要であり、その実現のためには可能な限り競争性を確保していくことが重要。
- 入札談合は悪質な独占禁止法違反行為であるばかりでなく、競争入札の実質を失わせしめることを通じて予算の適正な執行等を阻害する行為であり、その排除・防止を図っていくことが必要。

競争入札における競争性の徹底

1 一般競争入札の対象範囲の拡大と適切な参加資格の設定

- 競争に付すべき案件については、一般競争入札の採用を推進すべき。
- 一般競争入札の問題点として、不良・不適格業者の排除が困難との指摘があるが、一般競争入札といえども、入札への参加に必要な資格を定める必要があることは指名競争入札の場合と

異なるものではなく、競争参加資格を適切に設定し、また、監督、検査体制を充実することにより対処すべき。

- 発注者サイドにおいても、入札参加業者の経営力や技術力を確保していくための体制整備を図っていく必要。特に、小規模な市町村等については、業務執行体制の整備のため、国・地方公共団体等がデータベースを構築し、適切なデータを提供するなどの補完・支援のための措置を講じていくことが必要。
- 指名競争入札については、対象範囲を限定するとともに、公募型指名競争方式を活用し、入札意欲のある事業者間で活発な競争が行われるようにすることが必要。

2 中小企業の受注機会拡大・地域振興のための発注方法と競争性の確保

- 中小企業の健全な成長・育成を図っていく上で競争性の確保は重要であり、発注者において、受注の「機会」の確保にとどまらず、「結果」の確保まで配慮した運用が行われる場合には、中小企業の競争的な体質を弱め、中小企業の健全な成長・育成を阻害しかねないもの。
- 競争入札を行うに当たり、事業者の競争参加資格として地域要件（入札参加資格を地元業者に限定）を設定することについては、競争性を確保していく観点から、地方公共団体に対して、過度に競争性を低下させるような運用にならないよう求めている。

くことが必要。

また、地域要件の具体的な在り方についての基本的な考え方を国として明確にして各地方公共団体に周知していくことが必要。

- 特定の建設工事について結成される共同企業体については、事業者が自主的に他の事業者と共同企業体を組織すること自体は問題を生じるものではないが、発注者サイドにおいて、共同企業体の結成を発注の条件として事業者に義務付けることは適当ではないと考えられ、こうした義務付けは廃止していくことが適当。

3 品質の確保

- 一般競争入札の推進等に伴ういわゆるダンピング受注や公共工事の品質低下のおそれに関しては、発注者において、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に活用することが重要。
- 最低制限価格制度については、発注者の審査体制の整備を図りつつ、低入札価格調査制度への移行を進めていくことが必要。
- 公正取引委員会は、独占禁止法上の不当廉売に該当する事案に接した場合には、厳正に対処することが必要。

(注) 採算を度外視した極端な安値受注が繰り返され、他の事業者が受注の機会を得られないなどにより、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上の不当廉売として問題とな

る。

「最も価値の高い調達」の追求

1 契約者選定過程の多様化

- 公共調達における契約者選定においては、「より安く、より良いもの」、すなわち「(一定のコストに対して) 最も価値の高い調達」を追求する観点から、案件に応じた契約者選定基準を用いることが必要。
- 発注者において仕様書・設計書の内容が適切に設定でき、また、品質の確保に関する問題が生じるおそれの少ない案件の競争入札においては、引き続き、価格だけを落札基準とする方式が適當。
- 高度な技術力を要する案件、環境の維持についての対策を考慮する必要のある案件等、技術力や品質といった要素が重要な案件の競争入札においては、総合評価落札方式を活用し、価格及び技術・品質等を考慮して落札者を選定することが適當。
- 更に、事業者の発意による技術提案の活用が適當な案件等については、複数の事業者に提案を行わせ、個別の交渉を通じて契約者を選定する「競争的交渉方式」を導入し、入札方式と並ぶ契約者選定方式として位置付けることを検討することが必要。

2 債務負担行為の活用

- 複数年度にわたることが見込まれる事業でライフサイクルコストを考慮した調達を行うことや、事業の円滑な実施を図る上で複数年度にわたる契約の締結や事業を実施することが合理的な場合には、債務負担行為を積極的に活用し、複数年度契約により実施することが適当であり、国及び地方公共団体においては、債務負担行為を活用することが適当な事業についてガイドライン等の形で明確化することが望まれる。

入札談合に対する取組

- 各発注者は、入札談合の監視のため、発注担当部局から独立した専門家による監視機関を設置し、入札情報の分析を行う体制を整備するとともに、公正取引委員会との連携・協力を一層強化する必要。
- 各発注者においては、事業者の入札談合を招くことのないよう、発注体制の整備等、適切な発注のための取組を行っていくことが必要。

また、公正取引委員会が入札談合等の調査を通じて発注機関の職員の関与行為に接した場合には、公正取引委員会及び各発注機関は、入札談合等関与行為防止法に基づいて厳正に対処することが必要。

- 独占禁止法違反行為に対する発注者の指名停止のタイミング

については、一部の発注者において、審決等により公正取引委員会の最終的な判断が示される前の段階で指名停止措置が講じられている事例がみられるが、事業者に過度な負担が課されないように適切な運用が必要。なお、各地方公共団体による指名停止の措置状況を見ると、指名停止期間等について相当程度のばらつきが認められることから、統合的な運用を図っていくことが必要。

- 損害賠償請求についても、各発注者において適切に活用していくことが望まれる。